

内閣参質二二一第七九号

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員奥田ふみよ君提出校則の教育的意義及び児童生徒の人権侵害の実態調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員奥田ふみよ君提出校則の教育的意義及び児童生徒の人権侵害の実態調査に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の各事例について政府として詳細は把握していないが、各学校における校則や指導のお尋ねの「教育的意義」については、各学校において適切に判断すべき事柄であると考えている。

五について

御指摘の「問題のある校則を許容してきた仕組み」の意味するところが必ずしも明らかではないが、文部科学省においては、令和七年二月に、無作為に抽出した全国の公立中学校及び公立高等学校を対象とした校則の見直しに係る状況についての調査を実施したところであり、新たな調査を行う予定はないが、今後とも、各学校において校則の見直しが適切に行われるよう促してまいりたい。